

## 教育委員会会議の概要（令和7年11月定例会）

- ◆ 日 時 令和7年11月14日（金）午前9時00分から午前10時57分まで
- ◆ 場 所 教育局 第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	天 野 元	出席
委員・教育長職務代理者	佐 藤 淳 一	出席
委 員	庄 司 弘 美	出席
委 員	長 谷 川 真 里	出席
委 員	永 富 良 一	欠席
委 員	松 野 大 二 郎	出席
委 員	高 橋 知 子	出席

- ◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 庄 司 委 員

3 報 告 事 項

（1）仙台市教育構想2026（中間案）について

（総務課長 報告）

資料に基づき報告

佐 藤 委 員 まずは、多くの議論を重ねて中間案まで至ったという関係各位のご尽力に敬意を表す。

率直な感想を幾つか述べさせていただく。まず、基本理念が現行の仙台市教育構想2021よりもさらに明確に構造化されて、大変分かりやすい表現で趣旨が示されていると感じる。理念が端的に示され、イメージしやすいということは実効性の向上につながることだと考える。

それから、基本方針について、現行では6つあったものが、今回は5つに絞られ、大きく枠組みを整理している。順序や配置を刷新するなどして、おおまかな流れについても、緻密に練り上げてきているのを感じる。

特に「基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育」という位置づけについては、最初は、教育方針の第一にこれを持ってきていいものかと、違和感があったが、文言も整理されており、また、本市のいじめ問題の課題へ向けて、強い意思や覚悟の表われであると解釈している。特にこれを第一の基本方針に据え、これから約5年間

がその改善に向けての転換の5年間になれば良いと期待したいところである。

全体を見ても、分かりやすく整理と構成がされており、今後さらにパブリックコメントなども経て、精度を上げていくことによって、完成版は大いに期待できるものになるだろうという感想を持った。

その中で、1点だけ確認させていただきたい点がある。全体を改めて俯瞰して見た際に、どうも学力に関する比重が少し低下しているような印象を持った。

本市では、これまで2009年3月に策定された本市独自の確かな学力育成プランを基に、本市のこどもたちの学力育成に注力してきたものと受け止めている。標準学力検査や学力・学習状況調査の指標を基に、児童生徒、学校教員の学びを支える体制を構築して展開してきた。学校現場においては、先生方の日頃の授業力向上に向けた実践が、全国学力・学習状況調査の中でも成果として表れているものと認識している。

学校現場も含め、確かな学力の育成に向けた、分かる授業や魅力的な授業づくりは、その手法や観点が時代とともに変化しても、学校教育の原点であり大きな柱であると思う。学校が大きな使命を負っているのは、学力の定着と向上だという認識がある。その中で、今回、確かな学力の育成が、きめ細かな指導の充実の中に括られているような位置づけとなっている。そのような意味で、本来であれば、施策の2-4から2-7まで含めて、確かな学力の育成の中に内包される位置づけだと思うが、今回どのようにして、この位置づけになったのかを教えていただきたい。

総務企画部参事兼総務課長 確かな学力の育成の位置づけとしては、「仙台市教育構想2026【中間案】(以下中間案)」の19ページ、「基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育」の中に位置づけており、その中の複数の施策を通して取り組むこととしている。本市の基本理念の実現に向けた重要な要素の一つと考えて位置づけている。

具体的な施策としては、中間案の28ページ以降に記載がある。施策2-1では、英語を核とした新教育の記載があり、施策2-2では、自分づくりや職場体験の記載もある。31ページの「施策2-4 きめ細かな指導の充実」はもちろん、佐藤委員ご指摘のように、施策2-5から施策2-7も含めて、様々な施策を展開し、確かな学力を育むという考え方になっている。

31ページの「施策2-4 きめ細かな指導の充実」の中に、「仙台市確かな学力育成プラン2023」という名称が記載されているが、これは「(仮称)仙台市教育構想2026検討委員会」において議論があり、中間案の56ページにおいて、具体的な事業については各分野別計画などに基づいて推進することを記載しているところだが、それぞれの分野別計画を24ページ以降の関連する施策の中でも触れるべきだというご意見もあった。確かな学力育成プランについては、特に施策2-4の部分と関連が深いことから、その中に記載しているところだが、先ほど申し上げたように、基本方針2の複数の施策にまたがる形で、確かな学力に取り組んでいくという位置づけ及び考え方となっている。

次長兼学校教育推進部長 先ほどの説明にもあったが、これまで現行の仙台市教育構想2021や、あるいはそれ以前の仙台市教育振興基本計画などにおいて、基本方針や基本施策に記載のある、「確かな学力の育成」という言葉については、学校教育の部分に関して言えば、学習指導要領が示す考え方を重点的に生かす形で、その実現のための取り組みの1つというような見せ方をしてきた。今回の教育構想の場合、学校教育の教育施策である、中間案の18ページや19ページの記載内容が、まさにそれを示しているところであると

思うが、学校教育の教育施策である基本方針の1から3の見せ方については、学習者側の視点や姿により近づけた文章表現ということに配慮している。そして、その姿に迫るための具体的な施策を示す形ということで、先ほど佐藤委員からもお話をあった、基本理念の中にある「自分らしく学び続ける」というキーワードのつながりも意識した構成、表現にしている。

また、次期教育構想の期間中に改訂が予定されている次期学習指導要領について、現在様々な議論と論点整理が行われているが、多様なこどもたちの深い学びを確かなものにするという一つの大きな方向性が見えており、何を学び、何ができるようになるか、そして、個別最適な学びや協働的な学びといった、どのように学ぶかというところの具体的な姿をより明確にしていく必要性も示されているところから、よりよく生きる力というのは、確かな学力や健やかな体であるということを前提として、施策については、より具体的な学びの内容や学びの姿の形を表したほうがよいのではないかと考えている。

一方で、ただいま佐藤委員からご指摘のあった、確かな学力の育成という部分については、学校の授業における基礎、基本を徹底し、自ら学び、自ら考える力を育成することによる生きる力の知的側面である学力をしっかりと育成していく。この考え方は、平成10年の学習指導要領改訂以降、文部科学省も含め、我々も一貫して重視しているところであり、本市の教育構想の中でもそれは引き継いでいる。その上で、この確かな学力の育成というところに関しては、先ほどの分かる授業や授業改善といった視点を含めて、本市の重要な取組みの一つということで、中間案の19ページの基本方針2において、基本方針に対しての考え方がまとめられており、下から2行目のところに、「確かな学力」あるいは「健やかな体」といった言葉が強調されているところだが、中間案あるいはその中間案を踏まえた最終案のところで、佐藤委員ご指摘の、確かな学力を育成するという趣旨であることが伝わるような書きぶりに修正するということも含め、考えていく必要もあるかと考えている。

佐 藤 委 員 丁寧な説明、ありがとうございます。

確かな学力という概念が、少し矮小化されてきているというイメージをどうしても持たざるを得ず、例えば文科省が言及している、何を学ぶのか、どのように学ぶのか、そういったものを全て含めて、確かな学力の中に内包されているという認識がつくり上げられ、それが綿々と仙台市の根底としての学力という認識となっているはずである。そのため、先ほど述べたように、観点が変わったり、学び方の手法、アクティブラーニング的な手法が入ってきたとしても、それはあくまでも手法であるため、確かな学力の3観点というのは、動かないものだと考えている。それが本市の今までの学びのスタイルであり、これからも根底的に流れていくものだと考えている。ただし、解釈というものは時代とともに変異していくものであるため、それをどう加味していくか、どう解釈していくかはそれぞれの概念構成によるものであると考えている。

ただし、心配しているのは、中間案を読んだときに、先ほどのような視点で書き上げられたとしても、それが伝わるかどうかの問題があり、先ほどの説明を聞くと、そのような流れで書いているものであることが納得できるが、今回の教育構想を作成した際には、それが杜の都の学校教育に反映されていく。こうした際に、今までの枠組みが違ってくるのかどうかが気になる。現在は確かな学力の育成という枠がはっきりと決まっているため、ここにどのように作用していくのかということも配慮しながら

作成する必要があると思っている。

とにかく、学力に関する比重が低下したというイメージを持たれないような形になればと良いと考えている。学力に対する意識を、授業改善も含めて教員が持ち続けるということが非常に重要であり、学力が一定程度の水準を超えた位置にいるということは、本市の強みだと思っている。これは一度沈み込むと、仙台市ほどの児童生徒がいる都市では、再浮上することは非常に大変であり、一朝一夕にはいかない。そのため、現在の水準をキープするという考え方よりも、さらに向上させるぐらいの意識があって、初めてキープできるという認識であるため、現在のニュアンスよりも、学力向上はこれまでどおり継続していくことが伝わるような形、表記を変えることや項目立てというのは、今の段階では難しいと思うので、この部分は動かないというものがあると良いと感じた次第である。

(2) 文部科学省「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について

(教育相談課長 報告)

資料に基づき報告

長谷川委員 報告事項(2)資料1の3ページの上にある、「今年度はアンケート調査の手法変更が影響した可能性等も考えられる」とご説明いただいたが、具体的にどのように変更したのかということと、それはほかの自治体も同じように変更しているのかという、その2点についてまずお聞きしたい。

教育相談課長 令和6年度において、仙台市いじめアンケートの調査手法を紙からGoogleフォームでの回答に変更し、いじめ対応の迅速化のほか、教員の業務負担の軽減を図ったところである。これについて複数校にヒアリングを行い、アンケート手法の変更により、令和5年度と比較して回答率が大きく下がったわけではないというところは確認している。いじめの認知件数が減少した要因については、アンケートの手法を変更したことを含め、現在、分析を行っているところである。

また、他都市の状況については、情報収集に努めているところである。

長谷川委員 それでは、「可能性があると考えられる」と書かれているが、Googleフォームでの収集に変わったことが要因であると結論づけてはいないのか。

教育相談課長 そのとおりである。

長谷川委員 ほかの都市がどのような手法で実施したということも、現時点では分からぬということか。

教育相談課長 そうである。

長谷川委員 では、本市としては、認知件数が減少したとあるが、実際に減少したのか、それとも手法の変更などにより、実際の数値を拾えていないのか。

教育相談課長 いじめの認知件数が下がることが必ずしもよいことであるとは言えないと考えている。積極的にいじめを認知し、軽微なものから対応していくことが重要であると認識している。

教育長 Googleフォームでのアンケートの仕方について、もう少し説明していただきたい。

教育相談課長 紙面で実施した際には、いじめの対応、からかいや悪口などの例があり、それに丸をつける形で実施していた。しかし、昨年行ったGoogleフォームでの回答について

は、そのような例示が示されていない形であり、いじめのある・なしで回答するものであったため、そこが影響している可能性もあるかもしれないが、その部分については、分析をしているところである。

教 育 長 もう少し補足し、Google フォームの限界の話などもしていただきたい。

教育相談課長 個人情報の関係があり、プルダウンのような形で選ぶ形式は、Google フォームを使った回答では難しく、限界があった。そのため、そのような形式ではなく、ある・なしで回答するという形で昨年度は実施した。

副 教 育 長 先ほど、教育相談課長が申し立とおり、個人情報の観点から、今まで紙で示していたような例示が示せなくなつたところである。今後、そのような部分については、本市でセキュリティ性の高い新たなアンケートシステム等を用いることとなっており、そちらを活用することで、従前のような例示を示した上でのアンケートを来年度以降実施するということで、現在、検討を進めているところである。

長 谷 川 委 員 承知した。今のお話を伺うと、紙かウェブかということ以上に、質問の内容も違うため、こどもたちも答えにくかったのかもしれない。いじめがある・なしの表記だと、こどものイメージするいじめが、いわゆる文部科学省の定義と違っていたり、例示があればそこから選べるところも、ないと答えてしまったなど、選択肢の問題も関わったかもしれないということである。

ただし、ウェブか紙かということは、回答者からすると心理的に違ってくる可能性もあるので、ウェブでの回答の特徴というのも考慮したほうがいいと思う。最初に申し上げた、ほかの自治体はという質問については、資料 2 の 1 ページ目などにもあるように、全国との比較を何度も行っているので、そもそもデータ収集の手法が違っていたら比較もできないわけで、同じ項目で調べているのか、ウェブか紙かということが分からないと単純に比較はできないと感じた。

今のお話だと、認知件数が少ないことがいいことではない、というお話は重要だ。ただし、1,000 人当たりの発生件数が全国平均の約 2 倍となっている点についてはどのようにお考えか。

教育相談課長 これについても、軽微ないじめ、例えば無自覚ないじめと言われているようなものも、仙台市においてはこれまで積極的に認知してきたというところの表れなのではないかと考えているところである。

教 育 長 私からも若干説明するが、まず調査の前提となる、資料 2 の 4 ページ目にある「学校の教職員等が発見した。」という項目及び選択肢については、文部科学省共通の調査であり、この項目の一番下の選択肢「アンケート調査など学校の取組により発見した。」というところが、学校独自に取り組んでいるものである。そして、仙台市全市で共通して実施したものは、Google フォームでの回答であり、学校によっては毎月調査を紙で実施しているなど、ここは全国的に自治体ごとに異なり、学校ごとにも異なるところであるため、文部科学省の全国共通の項目としては、この部分で比較するということで、仙台市の先ほどの分析としては、恐らくそういうことが要因としてあったのではないかということである。

ただし、タブレットであっても家に持ち帰って回答するため、親と一緒に回答するというところは変わらず、先ほど述べたように、個人情報の観点から、仙台市のセキュリティ部門との協議において、現在の Google フォームのセキュリティの度合いでは、個別の様態を聞くことはできないということであったため、来年度から新しいシ

システムを仙台市で導入するのだが、より安全な状況であれば様態を聞いてもいいということなので、先ほどのドロップダウンリストで実施するなどといった手法に来年度は変えていく。

もう一つは件数の認識だが、国立教育政策研究所の推計では、大体 1,000 人当たり 250 件ほどあるのではないかというような推計があり、そうなると、我々としてはまだまだ実数としてあるのではないかということで、さらに認知力を上げていく必要があると考えている。新潟市などは非常にいじめと暴力行為の認知について、丁寧に取り組んでいらっしゃると認識している。

高 橋 委 員 資料 1 の 1 ページ目において、いじめの認知と不登校の児童生徒の件数について、「前年度に比べ」という記載があるが、単純にこれを見たところでは、いじめの認知の件数と不登校の件数が同じ動きではなかったと感じている。不登校の理由が全ていじめではないということも感じており、例えば資料 1 の 4 ページにもあるが、「ステーション」での学びの継続、またスクールソーシャルワーカー等の専門職、また福祉の専門職の方々のお力というのが非常に求められるところになってくるのではないかと思い、不登校の部分については、人が関わらないと解決に導かないところではないかと考えている。資料 2 の 10 ページにもあるが、①から⑥に関わる様々な方々、または団体の人事育成などのサポートも非常に必要になってくるのではないかと見ていた。データやアンケートについては、現在様々なアプリなどがあるため、そういった数字は取りつつも、それを解決していく人の力のこれからの方の在り方のようなところを充実していくことで、いじめだけではない理由の不登校の件数が少しでも抑えられたら良いと見ていた。

教育相談課長 こどもたちの不登校については、30 日という基準はあるが、実態は様々である。学校に通えており、ステーションに来ているようなお子さんからご自宅に主な居場所がある子まで様々で、お話しいただいたとおり、それぞれの実態に合わせた支援、そこへのマンパワー、そういうものが必要であると考えている。

松 野 委 員 伺いたい点が 2 点ほどある。資料 2 の 7 ページ、不登校のところだが、一番下の表－9－2、まず、不登校児童生徒 A に対しての数字がいろいろと書いているが、気になったのが、「C のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた」というところであり、この項目については、例えば学校に少しだけ来て相談したものや、またそこから 1 週間、2 週間行くことができなかつたものまで含まれているのか。あとは、継続の度合いを教えていただきたい。保護者の方から聞いた話の中で、こどもたちと保護者の情報が合っていないことがあり、こどもたちは SNS などで友達とつながっており、そこで聞いたりする情報もあるのかもしれないが、保護者としては今度どのように対応したら良いのか分からぬという言葉をよく聞く。全体的に見ると、担任等から継続的な相談・指導等を受けた割合は 98% ほどにはなっているものの、例えば保護者も同席して同じ話を聞いているのか、また、こどもだけで行くということは不登校の場合考えにくいとも思いつつも、あとは継続の度合い、どれぐらいの頻度という指標があると良いと感じた。

もう 1 点、学校に行くことができない子で、昇降口を通ることに違和感がある子が多くいると、最近よく聞いている。そのため、これは今後の改善なのだが、不登校の子たちが来られるような動線というものをもう少し考えていただけると、学校に行きやすくなるのではないかという思いがある。

教育相談課長 まず初めの、「担任等から継続的な相談・指導等を受けた人数」とあるが、これは明確にここまで、何日間に1回ぐらいとかという決まり、基準は特にないが、松野委員にお話しいただいた、例えば週1回放課後に来ているということであれば、支援を受けていると数える形になる。そのため、一番下の欄にある、相談・指導等を受けていないというのは、それ以上に学校が児童生徒本人と会えていない、保護者と会えるけれども、本人とはなかなか会えないなど、そのような非常に難しいケースが該当するものである。この項目に当てはまっていても、ＩＣＴ等を使ってつながることもあるので、そういう場合は相談・指導を受けた人数に計上することもあるかと思う。

2つ目のご意見だが、学校において対面で会うことにハードルが高いお子さんもたくさんいる。そういう場合には、まず保護者の方にエンパワーメントしていくことが非常に重要となるため、まずは保護者の方とカウンセラーをつなげて、家庭でのこどもへの声掛けの仕方について助言をいただいたり、様々な環境整備など、そういうものを整える段階で助言をいただくななどのやり取りをしながら、こどもにアプローチをし、そこでの反応を見て、また手法を変えていくなどの方法を取っているケースがあるかと思う。

最後にお話しのあった動線については、おっしゃる通りで、様々なステーションが各学校にあるが、昇降口を通らずにステーションから入れるような動線を確保するなど、校舎の構造上、それができる学校も中にはある。同じように、スクールカウンセラーの部屋なども1階に置くことができると、人の目を気にせずに保護者も来校できるという利点もあるとＳＶからは聞いているので、そういう校舎の限界もあるかと思うが、そのようなことができる学校は工夫を進めている。

松 野 委 員 先ほどスクールカウンセラーなどのお話があったが、実際、保護者の方からは、予約が取れないという声をよく聞く。お仕事をその時間に休み、予約を取るが、なかなかその時間帯の予約枠が取れないということを聞いていている。

また、週に1回、学校から連絡が来たとしても、それも対応できない時間帯である場合には、2週間、3週間先に情報が伝わるというところもある。先生方も働いており、親御さんも働いているため、時間を合わせるというのは非常に難しいことだとは思うが、そういう声が上がっていることもご理解いただければと思う。

庄 司 委 員 アンケートの取り方についてだが、手法としては紙かウェブかの2つだけだが、紙の場合は自由記述のような形で、例えば助けてくださいであったり、困っているであったり、いじめに必ずしもつながるところではないかも知れないが、心の叫びのようなものを、何かしら書くことができるかと思うが、ウェブ上ではそれができるのかということ、また、不登校児=いじめではないことは承知しているが、不登校児もこのようなアンケートに積極的に参加できているのかということを伺いたい。

教育相談課長 各学校が行っている、紙ベースでのアンケートにおいては、庄司委員ご指摘のとおり、自由記述を設けたり、それ以外にいじめとは限らず何か悩んでいることはないかなど、工夫しながらアンケートを取っているところである。今回の仙台市のいじめアンケートについては、改善の余地があるかと思うので、検討してまいりたい。

教 育 長 令和6年度に実施したアンケートの内容について、どのような質問があり、自由記述があったのかということを答えていただきたい。また、不登校児童生徒がアンケートに参加できたのかという質問についても回答いただきたい。

教育相談課長 アンケートについては、ある・なしという選択式で行った。また、不登校児童生徒

についても、各学校において、極力家庭訪問などを実施し、アンケートにご協力いただけるように努めてはいた。

庄 司 委 員 不登校児=いじめでないということも十分承知しているが、不登校児が抱える悩みはたくさんあるかと思う。いじめもそうであるが、学校に来られていない子どもこそ、このようなアンケートに100%答えていただけるような、そういった努力もぜひお願ひしたい。

教育相談課長 各学校において、子どもに会える環境であれば、必ずそのような工夫をしていると私は思っている。また、子どもに直接会えない場合でも、保護者にアンケートを依頼し、何とか子どもの困りごとを聞き出す努力を、各学校において実施しているところであると考えている。

佐 藤 委 員 何度も同じところに立ち返って申し訳ないのだが、アンケート方法が変わったというのを小中高全てか。

教育相談課長 そのとおりである。

佐 藤 委 員 それにも関わらず、この経緯を見ると、いじめの認知件数は、中学校ではほぼ横ばいである。ということは、このアンケート結果については、小学校が大きく影響を受けた可能性があるかもしれないということか。

教育相談課長 その通りであるが、その部分についてはまだ把握できていないところである。

佐 藤 委 員 影響がもし反映されるのであれば、中学校においてもそのような結果が出ても良いのではないかとも捉えられる。私としては、期待値を込めて、これだけ全市を挙げて、いじめは喫緊の課題であると捉え取り組んでいるため、認知に関する感度は横ばい、もしくはより向上していると考えている。そういった考え方においても、徐々に減少しているということは、私は相対的に改善の方向に向かっていると形成的には評価したい。総括的にはまだまだ検討していかなければならないので、安心は当然できないが、私は改善の方向に向かっていてほしいと考えている。これほど学校の先生方や支援体制の担当部署での頑張りがあり、全市を挙げて様々な体制をつくっている中で、少しずつでも良いので、光が見えるような方向にあったことはしっかりと評価しながら、前を見据えていきたいと思う。

細かいところで少し気になったのは、解消率が非常に全国より高いということ、こちらも評価すべきだと思う。小学校においても、先ほど影響があるかもしれないと述べたが、前年と比較し7割ほどまで減少しているという大きな変容がある中で、解消率が着実に上がっているということも含めると、小学校でのいじめ解決能力、いじめ対応力というものが向上しているのではないかという見方もできると思う。小学校においては、それが顕著である。そのため、このような見方もあるといったように、私はプラスの方向で見たいという思いがある。高校が非常に大きく下がっているのは、これはもともとの数が少なく、1人、2人解消できないと大きく減ってしまうという解釈で良いか。

教育相談課長 そのとおりである。

佐 藤 委 員 そういう意味で、私は少し光を見て前に進んでいってほしいと思う。これだけ真剣に取り組んでいる中でも、全く変わっていないではないかと、どうしてもネガティブに考えてしまうところがある。いじめについては、より改善の方向へと言うが、皆で頑張っているといった部分は、共有しても良いのではないかと思う。

暴力行為について1点。昨年、なぜ大幅に増加したのか。今年度、小学校において

は、数字が減少したようで、実質減少していないのではないか。

教育相談課長 昨年度、暴力行為が小学校で増えたが、同じお子さんが繰り返し暴力行為を行ってしまうというような事例があった。

佐 藤 委 員 そう考えると、昨年度と今年度のデータが継続的に比較できるかというと、これも難しくなる。令和4年度から5年度にかけて3倍近い件数となっているが、これについては、そのような説明だけで問題ないのかという思いもある。令和5年度は突出しているということと、令和4年度から6年度を見ても、2倍近く件数が上がっているため、そのことについての危惧、心配なところがある。

松 野 委 員 アンケートの対応で伺いたいのだが、私のこどもも、Chromebookを持って帰ってきてアンケートを行った。紙とChromebook上の違いをお話しさせていただくと、保護者と一緒にというところについて、まず一緒に画面を共有する前に、こどもたちがアンケートを進ませてしまうということがあった。そのため、紙であれば確認することができ、これはどうなのかと話していた部分が、こどもたちがアンケートを進ませてしまい、終わってしまったという事案があった。この部分が関連しているのか、先ほどお話を伺っている中で、資料2の4ページで、小・中学校とともに「学校の教職員以外からの情報により発見した。」という項目で、いじめの発見の度合いについて、保護者からの情報というのが低い状態である。保護者も今回の場合は共有ができなかつたということも関連しているのかと感じた。実際、紙の場合は、お互いにこどもと対面しながら「この辺どうなのか、この前こんなこと言ってたよね」という話が家庭の中でできており、「これは書いておいたほうがいいんじゃないかな」など、こどもたちに対して先生に共有したほうがいいよという提案が親からもできた。ただし、ウェブ上で実施するとそれができなかつた。中学生に限っては、Chromebookが使える時間ぎりぎりに、「アンケートを忘れていた」とぱっと回答して終わっていた。そのため、親としてはそこの部分の共有ができないということがあった。おそらくGoogleフォームのほうが整理もしやすく、小学生の文字よりも見やすいということあり、管理はしやすいと思うが、実際、保護者にこどもからの情報が入ってこない状態がでてしまふのではないかという不安はある。

教育相談課長 今年はGoogleフォームを使って2年目というところで、来年度になるが、この数値がどのように推移していくのかを注視しながら分析を進め、改善する余地があれば改善に努めてまいりたい。

教 育 長 先ほどの松野委員からのお話の中で、令和5年度と6年度を比較すると、保護者からの訴えの実数は伸びているところはあるので、構成比については、先ほど述べたように、「学校の教職員等が発見した。」の構成比が上がっているので、その影響を受けている可能性はあるかと思う。どれだけ保護者の方と一緒に見ることができるのかという点について、画面上工夫できるのか。ゆっくり読んでいただきたいということを保護者の方にどう訴えるか、そのような部分について、工夫してみたいと思う。

### (3) 仙台城大手門復元基本構想（中間案）について

（文化財課長 報告）

資料に基づき報告

(4) 史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画（中間案）について

（文化財課長 報告）

資料に基づき報告

松 野 委 員 活用のイメージで気になっていた点を伺う。各ゾーンに分かれているところが非常に象徴的だと思いつつ、この中には住宅や、今現在住まわれているご自宅などがある。これも各ゾーンに移動する際の動線となっており、どうしても現道を利用する場合には、交通の障害であったり、近隣にお住まいの方たちの住環境の整備であったり、そういったところに直結していくのではないのかなと思う。見どころである材木列跡から正面へ移動するにしても、住宅地をくぐっていく必要があるため、イメージがすぐに浮かんでこないということがあり、少しだけお話をさせていただいた。そのため、そういった交通の部分なども鑑みてもらえると、もう少し施設として活用しやすくなるのかと感じた。

文 化 財 課 長 松野委員のおっしゃるとおり、確かにこの郡山遺跡は住宅地の中にあり、かつ既に公有化されている土地が、まとまった形でないというのが現状である。したがって、今ある道路などを動線として行き来せざるを得ない状況ではある。それ以外にも、史跡地に隣接して住宅街があるという現状であるため、今後の史跡整備に向けて、まずは史跡地とそれ以外のところを分けるという意味で、遮蔽施設については、その境界線のところに設置をするということを考えている。

動線についても、先ほどお話をあったように、住環境への影響をなるべく最小限に抑えるようなところを意識しながら、例えば案内サインのようなものについても今後検討していければと考えている。

#### 4 付 議 事 項

第23号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

（秘密会） （1）職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（教職員課長 説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

（2）仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（教職員課長 説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

（3）令和7年度教育予算について

（総務課長 説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

(4) 指定管理者の指定に関する件 (広瀬図書館)

(市民図書館長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

(5) 指定管理者の指定に関する件 (宮城野図書館)

(市民図書館長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 24 号議案 職員の給与に関する規則の改正について

(秘密会)

(教職員課長 説明)

議案取り下げ

第 25 号議案 文化財の指定に係る仙台市文化財保護審議会への諮問について

(秘密会)

(文化財課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 26 号議案 仙台市学校給食運営審議会委員の委嘱等について

(秘密会)

(健康教育課長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 27 号議案 仙台市科学館協議会委員の委嘱等について

(秘密会)

(科学館長 説明)

資料に基づき説明

原案のとおり決定